

別表第1(第6条関連)**利用料金**

利用料金 (1時間単位の料金)			
	セミナールーム等の名称	人数	料金(円)
本館	講堂	330	4,300
	セミナールーム411	90	3,000
	セミナールーム201、406	36	1,600
	セミナールーム402、403	24	1,300
	セミナールーム302~306、404、405、407~410	20	1,000
	セミナールーム301	16	1,000
	セミナールーム101、401	12	1,000
	セミナールーム102	8	600
別館	セミナールームA、B	20	1,000
	セミナールームC、D	16	1,000

注1 上記の利用料金には、消費税及び各セミナールーム等に常備されている機器等の使用料を含む。

2. 30分未満の利用は上記料金の半額とし、30分以上、1時間未満の利用は上記料金とする。

別表第2(第8条第2項関連)**キャンセル料金**

利用開始日の前日から起算したキャンセル申出日	キャンセル料金
15日目にあたる日以前	無料
14日目から4営業日目に当たる日	利用料金の50%
3営業日目に当たる日以降	利用料金の100%

* 施設を2日以上連続して利用する場合は、初日が利用開始日となる。

* 後援等の名義使用により利用料金が減免されている場合も、減免前の施設利用料金を算出基準にして、利用者はキャンセルにかかるキャンセル料金を支払うものとする。

- ① キャンセル料金が発生する場合は、請求書を送付し、利用者は指示された期限までに指定する銀行口座へ振り込みを行う。(振込手数料も利用者負担とする。)
- ② 利用時間を短縮する場合は、利用しなくなった時間分について、上記の表に準じキャンセル料金を支払うものとする。(現金払い)
- ③ 利用時間を延長する場合は、追加時間分の料金を支払う。(現金払い)
- ④ 施設利用日を変更する場合は、既予約分をキャンセルし(キャンセル料金発生期間中の場合はキャンセル料金を支払う)、新規に予約を行うこととする。

別表第3(第9条第1項関連)

JICA 東京国際センター利用上の遵守事項(利用条件等)

1 施設利用で禁止されている事項

- (1) 営利活動
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 違法または不当な活動(公序良俗に違反する行為)
- (5) 物品販売(事前に JICA 東京国際センター所長の承認を得たものを除く)
- (6) 募金徴収(事前に JICA 東京国際センター所長の承認を得たものを除く)
- (7) 会員勧誘活動
- (8) 騒音、振動等を伴う迷惑行為
- (9) 利用承認された施設及び備品の第三者への又貸し
- (10) 利用承認された施設等の利用目的以外での利用

2 利用条件

- (1) 利用終了後は速やかに整理・清掃を行ない、机/椅子等の原状回復を行う。

(2) 安全管理の徹底

■安全上の理由により、下記の要員を配置する。

① 保安責任者

人数に関わらず必ず 1 名配置する。

② 安全誘導者

参加者が 100 名を超える場合、保安責任者の他に安全誘導者を配置し(保安責任者との兼務不可)、施設利用前にフロントから必要な説明を受ける。

安全誘導者は、概ね参加者 50 名につき 1 名を配置することとする。

(例)参加者 100 名の場合は 2 名配置

■火災防止の徹底

・喫煙場所以外での喫煙禁止

・火気利用の厳禁

■警備員の指示の遵守

(3) 受付の設営

参加者及び関係者総数が 20 名を超える場合の施設利用及びイベント等については、必ず団体内で受付を設置するとともに、必要な要員を配置し利用者の混乱を防止する。

以 上